

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所
整備運営事業の特定事業の選定

令和7年12月19日

鳥取市

目次

第1	事業内容	3
1	事業名称	3
2	事業の対象となる公共施設等の名称	3
3	事業目的	3
4	事業内容	3
第2	市が直接事業を実施する場合とPFI事業により実施する場合の評価	6
1	評価方法	6
2	比較・検討する事業手法の抽出	6
3	PFI事業として実施することによる定性的評価	6
4	PFI事業として実施することによる総合的評価	7

第1 事業内容

1 事業名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）

2 事業の対象となる公共施設等の名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所（以下「本施設」という。）

3 事業目的

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、鳥取市が推進するカーボンニュートラルの実現に向けた取組みの一環として、千代川水系佐治川において小水力発電設備を整備するものであり、地域の豊かな自然資源を活用して発電した電力を地域で自家消費するエネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの導入推進、脱炭素社会実現への貢献、災害時の非常用電源確保等を通じて地域振興と持続可能なまちづくりを図るものである。

4 事業内容

市は、PFI法及び令和7年12月19日に公表した鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業実施方針に基づき、本事業を実施する民間事業者として選定された者（以下「事業者」という。）との間で本事業の実施に関する契約を締結するものとする。事業者は、市の同意に基づき事業契約期間を延長することができるものとする。本事業の内容は、以下のとおりである。

（1）発電所施設の設計及び建設業務

事業者は、市が提供する基本設計等をもとに、発電設備の実施設計及び建設を行うものとする。整備の際に必要となる申請、実施設計、建設工事、事業期間終了後の解体撤去等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

（2）運営維持管理

事業者は、本施設の運営維持業務として、以下の業務を実施する。

- ・巡視及び点検
- ・測定及び調査

- ・運用
- ・記録
- ・運転制御
- ・設備の保護・修繕・保全
- ・緊急時対応、災害対応
- ・その他施設の運営維持に必要な業務

（3）地域還元事業に係る業務

事業者は、市の地域に貢献する事業（以下「地域還元事業」という。）を実施するものとする。地域還元事業の内容については、事業者の創意工夫に委ねるものとし、その具体的な内容（事業者が得る収益の一定割合を金銭にて市に対して支払うものでもよい。）を提案書に記載するものとする。

（4）原状回復業務

事業者は、本施設の設備の撤去を含む原状回復工事を行うものとする。

（5）事業方式

PFI法に基づき、事業者が自ら提案した実施設計及び建設を行った後、市から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施するBOO（Build-Own-Operate）方式により行う。

（6）事業期間

事業契約締結から令和31（2049）年3月31日までとする。ただし、本施設の建設作業が合理的な理由で遅延した場合には、市が、事業契約期間を本施設供用開始から20年までとすることを認めることがある。

（7）事業スケジュール

日程	内容
令和8（2026）年3月	事業者との事業契約締結
令和11（2029）年4月	事業者による本施設供用開始
令和31（2049）年3月末	本施設の供用終了・原状回復

（8）事業者の収入及び費用負担

事業者は、水力発電に係る売電収入のうち、本事業実施より生じた費用を除く収益を收受できるものとする。

事業者は、事業契約書等に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。

第2 市が直接事業を実施する場合とPFI事業により実施する場合の評価

1 評価方法

市が従来方式により直接実施する場合及びPFI事業として民間事業者が実施する場合において、本事業は、事業者の独立採算型事業を目標として実施する予定であることから、市の財政負担の軽減が図られることを選定の基準として採択することができないため、事業期間全体を通して市にもたらされるメリットに関する定的な評価を実施した。

2 比較・検討する事業手法の抽出

本事業においては、従来方式と比較する事業手法を検討し、PFI方式（BOO方式）とした。

表 本事業で適用することが考えられる事業手法

事業手法	内容	資金調達	設計・建設	所有	維持管理及び運営
従来方式	市が資金調達し、施設の設計・施工については個別に発注。維持管理及び運営は市が直営で実施。	市	市	市	市（※1）
PFI方式 (※2)	民間事業者が資金を調達し施設を建設。施設を所有し、維持管理及び運営を一定期間行う。	民間	民間	民間	民間
	民間事業者が資金を調達し施設を建設。施設完成直後に市に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を一定期間行う。	民間	民間	民間から市へ	民間

※1 維持管理及び運営の一部を民間事業者に委託する場合も含む

※2 BOO方式 建設・所有・運営 (Build Own and Operate)

BTO方式 建設・移転・運営 (Build Transfer and Operate)

3 PFI事業として実施することによる定性的評価

本事業について、市が実施する場合とPFI事業として実施する場合の定性的な

効果は以下のとおりである。

評価項目	市自らが実施する場合	PFI事業として実施する場合
民間ノウハウの活用	△ 設計業務を公募型プロポーザル等で業者選定をするととも、ノウハウの活用は限定的	○ 設計、建設、運営、維持管理のノウハウを持つ事業者が応募するため、運営の立場に立った設計や施工がなされるなど、ノウハウの活用が期待できる。
市の事務負担	△ 参考見積依頼、予算化、公告、事業者選定といった、従来どおりの事務負担が生じる。	△ PFI事業者の公募及び選定段階で、事務負担が生じる。
リスク管理	△ 20年から30年程度で運営委託を行う前提とすれば、適切な業務遂行が期待できるが、市側にも技術を有する職員を配置する必要がある。	○ 設計、施工の遅延や設備等の故障リスクに対し、事業者が有するリスク管理のノウハウを活かすことで、顧在化の抑制が期待できる。
事業の安定性・継続性	△ 市で設計、建設、運営、維持管理を行うことから、長期運営管理はあるが、経営のノウハウがないため、マネジメント経営に長けていない状態での管理となる。	○ 民間のノウハウを活かし、設計時点から、収支計画を定めて、同一事業者により、長期に運営・維持管理を行うことから、長期安定経営が期待される。

4 PFI事業として実施することによる総合的評価

PFI事業として実施することの定性的評価、PFI事業者に移転されるリスクの評価の結果から、本事業はPFI事業で実施することにより、事業全体を通じてPFI事業者の資金調達力や効率的な事業遂行に係るノウハウを活用することが可能となる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づき特定事業として選定する。